

※ 本資料は公募要領等をわかりやすく要約したものです。
万一内容が矛盾する場合は、公募要領の記載を優先します。

ワット・ビット連携関連実証

公募説明会

MRI 三菱総合研究所

2026年6月1日

株式会社三菱総合研究所
安全保障政策本部
「総務省 ワット・ビット連携関連実証」事務局

目次

● 実証の概要

- 本実証の目的
- 公募内容等
- 実証(1)
- 実証(2)

● 公募要領(抄)

- 契約及び実証の体制
- 応募から業務委託契約までの流れ
- 評価
- 応募書類
- 実証機関の選定
- 実施計画書の作成/業務委託契約の締結/再委託承認の手続き
- 経費処理
- 知的財産権の帰属等
- サプライチェーンリスク対応/情報セキュリティ/法令遵守

● 実証の具体的内容

- 実証(1)
- 実証(2)

● 提案書作成上の注意

- 応募にあたっての特記事項

● Q&A

【凡例】

公募要領 1

: 公募要領の対応部分

実証(1)

: 実証(1)のみに該当する内容

実証(2)

: 実証(2)のみに該当する内容

実証の概要

本実証の目的



- AI利用の拡大によりデータセンター需要が急増する一方、東阪エリアでは電力系統容量や立地条件の制約からデータセンターの新設が困難となっています。国内AI計算需要の海外流出や、大規模災害時の基幹サービス継続性低下が懸念されており、データセンターの地理的分散と、従来と同等の利便性を両立する運用モデルが求められています。
- 上記運用モデルの実現に向けた手段として、低遅延・大容量通信を実現するオール光ネットワーク(APN)等を活用した分散データセンター運用と、電力需給や災害リスク等に応じて計算タスクの実行場所・時間を最適化するワークロードシフト(WLS)が注目されています。一方、APN活用時の分散処理のオーバーヘッドに伴う性能低下や運用負荷、WLSにおけるサービス品質・運用体制・事業性確保など、技術・運用・事業面の不確実性が存在します。
- 本実証では、実環境・実運用に即した実証を通じてこれらの不確実性を低減し、事業予見性を高めることで、APN等を活用した分散データセンター運用の普及促進およびWLSの社会実装につなげることを目的とします。

公募内容等

公募内容

- 実証(1) APN等を活用した分散データセンター運用のユースケース拡充に係る社会実証
- 実証(2) 高度なワークロードシフトの実現に向けた社会実証

採択件数・業務委託費

	実証(1)	実証(2)
採択件数	5件程度	3件程度
業務委託費 (合計上限金額)	18.5億円	10.8億円

※実証(1)では、「ユースケース部分提案」、「フルスペック提案」を統合した後の、採択件数及び合計上限金額を示しています。 (「ユースケース部分提案」、「フルスペック提案」については後述)

履行期間

株式会社三菱総合研究所との契約の効力発生日から令和9年2月1日まで

実証(1) 基本方針

実証(1)



- 本実証では、APN等を活用し、地理的に分散したデータセンター(DC)を従来と同等の利便性で運用するモデル(分散DC運用)の実現可能性を検証します。
- 分散DC運用には、技術・運用面では分散処理のオーバーヘッドに伴う性能低下やDC増加による運用負荷の増大、事業面では地方DCの経済的自立・持続性、地域社会への貢献性、利用者ニーズといった不確実性が存在します。
- 本実証では、実環境・実運用に即した実証を通じてこれらの不確実性を低減し、事業予見性を高めることで、分散DC運用の普及促進につなげます。

実証(1) 提案パターン

実証(1)

- 本実証では、「フルスペック提案」または「ユースケース部分提案」を公募対象となる提案パターンとします。

※ユースケース部分提案は必ずフルスペック提案と統合します

- フルスペック提案については、他提案者からのユースケース部分提案との統合可否を**加点項目**とします。
- ユースケース部分提案については、フルスペック提案への統合を前提とすることから、統合の可否を**必須項目**とします。

フルスペック提案

APN等を活用したインフラ、及びそのインフラを利用したユースケースに関する提案(アプリケーション提供者等が実証コンソーシアムに参画している等)を含むもの

ユースケース部分提案

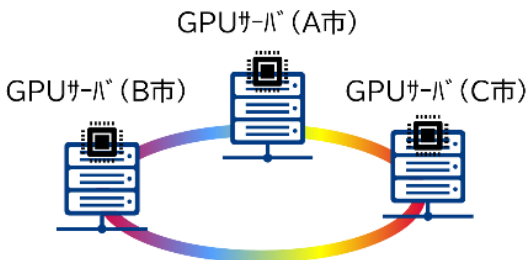
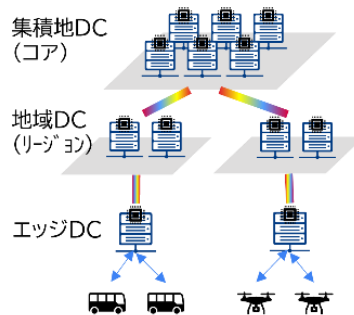
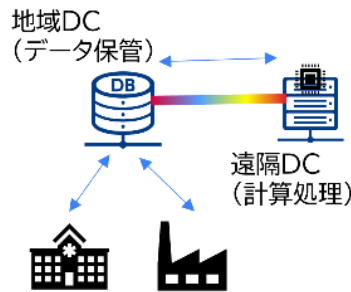
アプリケーション提供者等によるユースケースの提案を含むが、APN等を活用したインフラに関する提案を一部または全部含まないもの

実証(1) 分散DC運用の技術類型

実証(1)

- 公募対象とする分散DC運用の例を以下に示します。

※下記に示した利用形態に限らず、ユースケース拡充に資する利用形態は同様に評価します。

	分散学習	分散推論	AIエッジコンピューティング	ストレージ/計算分離
概要	複数のDCに分散する計算資源を束ね、学習処理を並列して実行	複数拠点に推論機能を配置し、遅延、負荷、可用性等の要求特性に応じて処理を分散	デバイス近傍または基地局・地域拠点DCでAIを用いた処理を実行 ※大規模集積地でのDC間、同一地域内のDC間では、実施メリットが限定的	データ保管拠点と計算実行拠点を分離し、必要に応じて計算資源を柔軟に割り当て ※大規模集積地でのDC間、同一地域内のDC間では、実施メリットが限定的
分散の目的	計算資源確保		低遅延応答	データ主権確保
利用イメージ	 GPUサーバ (A市) GPUサーバ (B市) GPUサーバ (C市)		 集積地DC (コア) 地域DC (リージョン) エッジDC	 地域DC (データ保管) 遠隔DC (計算処理)
利用シナリオ例	- 土地・電源制約下で建設された小規模の複数DCを連携し、仮想的に大規模な学習・推論基盤として運用 - 製造分野での設備稼働データを用いた異常検知モデルの学習等を実施		- 低遅延が求められる処理を、デバイス近傍や地域拠点のDCで実行 - 車両が検知した路面異常情報を他の車両へ即時に共有	- データは需要地近傍の拠点に保持し、計算処理は資源の豊富な別拠点で実行 - 外部流出への懸念が大きい医療データについて、データ主権や機密性に配慮しながら診断モデルの学習や推論を実施

実証(1) ユースケース

実証(1)



- 実証環境上で一つ以上のユースケースの実証を行ってください。ユースケースは地方が抱える課題の解決や産業振興に資するものを想定します。
例) 医療・介護・ヘルスケア、モビリティ・物流、農林水産業、防災・インフラ保守、製造業・建設業などに係るユースケース
- 本実証を分散DC運用の普及促進につなげるため、ユースケースは、分散DC運用の特徴が活かされるものである必要があります。また、ユースケースが対象とする課題が明確であることを求めます。
- 本実証で得られた知見を、将来幅広く展開していく観点から、一部の事業者・地域等で発生している局所的な課題ではなく、**幅広い事業者・地域等が抱える課題の解決に資する**ユースケースを対象にしてください。

実証(2) 基本方針

実証(2)



- 本実証では、電力の需給バランス、再生可能エネルギーの発電量、系統混雑の状況、災害リスク等に応じて、計算タスクを実行する場所・時間を柔軟に変更するワークロードシフト(WLS)の実現可能性を検証します。
- WLSには、技術面では、地理的に離れた拠点間でサービス品質を維持しながら計算タスクを移動できるか、また、電力需給、系統混雑、計算資源の利用状況、通信条件、リアルタイム性等の多様な情報を統合し、判断・制御する仕組みが実環境で成立するかといった不確実性が存在します。
- 運用面では、WLSの判断・実行を担う主体、平常時・異常時を含めた運用ルールや責任分担の整理、事業面では、再エネ有効活用やレジリエンス向上といった便益の可視化・評価、追加的なコストや運用負荷を踏まえた事業性、コスト分担・収益配分のあり方といった不確実性が存在します。
- 本実証では、実環境・実運用に即した実証を通じてこれらの不確実性を低減し、事業予見性を高めることで、WLSの社会実装につなげます。

実証(2) 本実証の対象となるWLSの概要

実証(2)

- WLSは、計算処理(ワークロード、WL)を「どこで、いつ実行するか」について、電力需給、再生可能エネルギーの発電状況、DCにおける計算資源の利用状況、通信条件、災害リスク等を踏まえて、動的に判断・制御する仕組みです。
- 本実証では(1)～(3)の全てのステップを含み、いずれかまたはすべてのステップが高度なWLS(従来にない技術上の工夫が取り入れられている、従来手法と比べ効果の向上や効率化が期待できる、など)を対象とします。

(1) 情報収集/予測

WLの配置先を決めるのに必要な情報を電力インフラ、DC・クラウド、外部システム等から収集したり、予測したりする
例)再エネ発電量、系統混雑状況、計算資源の空き状況、ワークロードの計算量など

(2) WL実行拠点判断

各拠点で利用可能な計算資源や再エネ電力、系統の混雑状況、災害や障害の予測などを考慮して、どの拠点でWLを実行するか判断する

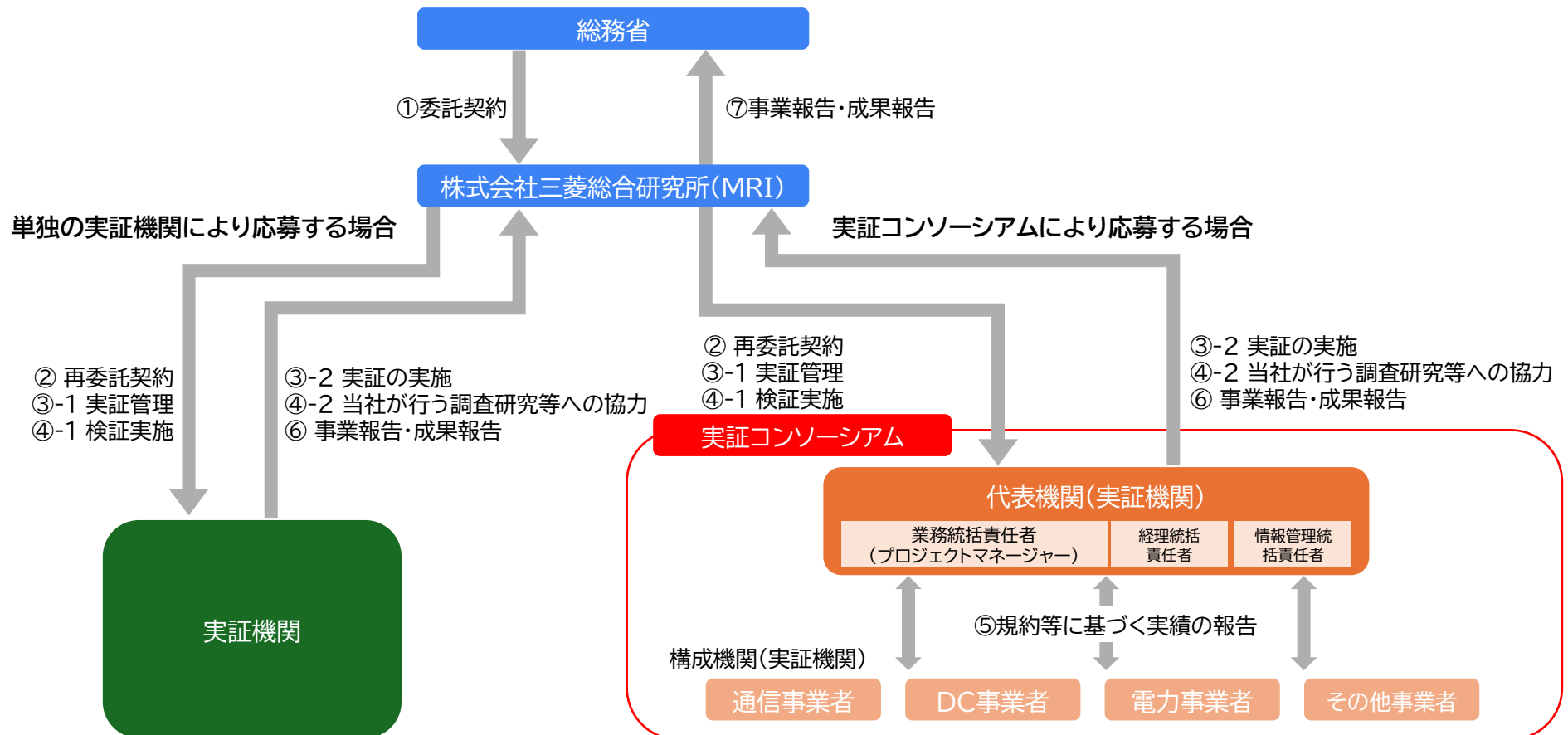
(3) WL配置・実行

(2)で決定した拠点にWLを配置してWLを実行する

公募要領(抄)

実証に関連するプレイヤー

- 本実証に関連するプレイヤーの関係図を以下に示します。
 - 実証機関：株式会社三菱総合研究所との業務委託契約に基づき実証を実施する法人等
 - 実証コンソーシアム：複数の実証機関（代表機関および構成機関）により構成される団体
 - 代表機関：実証コンソーシアムを代表する実証機関
 - 構成機関：実証コンソーシアムに参加する実証機関



※実証コンソーシアムは複数の実証機関(代表機関および構成機関)から構成される団体

契約及び実証体制の注意事項 | 契約・実証体制

契約の性質

- 本事業は、補助金事業ではありません。
- 本業務は「補助」ではなく、「委託」に基づくものです。業務委託費は調査研究の業務委託契約に基づく対価的性格を有する経費となります。

実証体制

- 単独の法人等による応募、複数の法人等による応募のどちらも可能です。
- 実証コンソーシアムは、民法上の組合契約により組成することもできますが、組合契約は必須ではありません。

実証機関の主な業務と要件

実証機関の主な業務

- 実証環境の構築
- 実証に用いる技術・機能等の開発・実装
- 技術面・運用面・事業面での検証
- 総務省及び株式会社三菱総合研究所が行う調査研究への協力(定期報告、情報連携会議への参加を含む。)
- 報告書の作成
- 成果報告会(ワット・ビット・コネクトフォーラム)での発表

実証機関の要件

1. 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する機関等であること。
2. 国内に設置された法人格を有する機関のうち、本実証を行うための体制、設備等を有すること。
3. 総務省の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
4. 業務委託契約の締結にあたっては、株式会社三菱総合研究所から提示する業務委託契約書(請負)に合意できること。また、業務の実施について、株式会社三菱総合研究所の指示に従うこと。
5. 応募時点において、適格請求書発行事業者(消費税法(昭和63年法律第108号)第57条の2第1項による登録を受けた事業者)であること。
6. 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
7. 暴力団排除対象者に該当しないこと。
8. 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
9. 『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』(ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議)を踏まえた人権尊重に取り組むよう努めること。
10. 日本国内の拠点において実証を実施すること。

代表機関の主な業務と要件

代表機関の主な業務

- 株式会社三菱総合研究所との業務委託契約(請負)の締結
- 株式会社三菱総合研究所への本業務に係る資金の請求及びその受領
- 実証コンソーシアムのほかの構成機関に対する資金交付(実証コンソーシアムを組成する場合)
- 実証の企画立案及び進行管理、成果の取りまとめ
- 本業務に係る費用の支出に係るコンプライアンスの確保、適正な執行管理
- 知的財産権に関し、実証機関に特許権等の取得を促すこと
- 業務委託契約書に基づく各種報告書及び事前協議書等の提出
- 進捗報告書及び課題管理表の作成、及び株式会社三菱総合研究所への定期的な報告
- 構成機関から提出された実績報告書(収支決算及び成果)の内容確認、取りまとめ、額の確定
- 総務省及び株式会社三菱総合研究所からの依頼に基づく本業務の成果の普及・活用状況についての追跡調査に係る報告
- その他仕様書(別添1、別添2)に定める実施事項等の実施
※総務省が公表する本実証に係る仕様書ではありません。

代表機関の要件

1. 実証について、調査研究の企画・立案及び適切な進行管理を行う能力・体制を有すること。
2. プロジェクトの進捗管理等に必要な経験又は同等の能力を有する体制を確保するとともに、本業務規模相当のプロジェクトを統括する等の実績がある者1名程度を業務統括責任者(以下「プロジェクトマネージャー」という。)にすること。
3. 「経理統括責任者」を1名程度設置し、法人・団体・個人等への経理処理証憑・書類提出の指示・取りまとめを行い、株式会社三菱総合研究所宛の期限内の提出や提出内容の正確性への責任をもつこと。
4. 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者(以下「情報管理責任者等」という。)を1名程度確保すること。

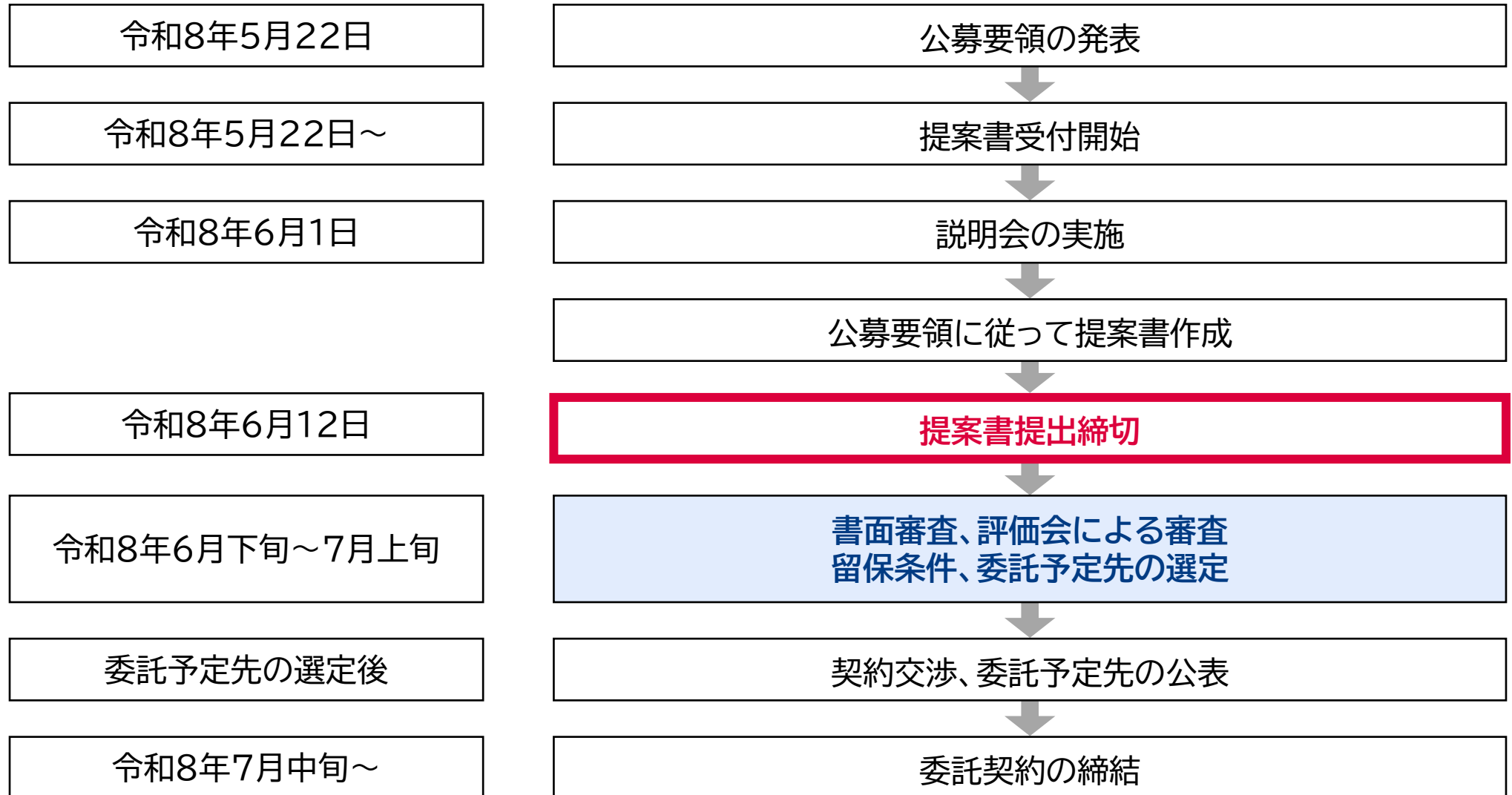
単独の実証機関により応募する場合の要件

- 実証機関は、実証の一部又は全部を他の法人等に再委託することは原則できないものとするため、本事業に応募する単独の実証機関が実証課題を完遂するために必要な全ての経験や能力等を必ず有すること

実証コンソーシアムにより応募する場合の要件

1. 実証コンソーシアムを組織して実証を行うことについて、参加する全ての構成機関が同意していること
2. 実証機関は、実証の一部又は全部を他の法人等に再委託することは原則できないものとするため、実証コンソーシアムにおいて実証課題を完遂するために必要な全ての経験や能力等を必ず有すること（実証(2) 高度なワークロードシフトの実現に向けた社会実証では、通信・電力・データセンターの3分野をまたぐ構成であること。）
3. 実証コンソーシアムの構成機関（代表機関を除く。）が、以下の能力・体制を有すること
 - （ア）当該実証の遂行（実証に係る支出を含む。）にあたり、適切な管理運営を行う能力・体制（業務実施責任者、情報管理責任者及び経理責任者の設置を含む。）
 - （イ）他の参加機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制
4. 実証コンソーシアムに参加する実証機関は、本実証が完了するまで脱退することができません。構成機関のうちいずれかが実証途中において破産又は、解散した場合には、残りの構成機関が共同連帯して当該構成機関の業務を実施すること。実証途中での構成機関の破産又は解散を防ぐため、実証コンソーシアムを構成する際、代表機関は構成機関の経営計画、財務状況、人員体制等を確認し、実施可能性を判断すること
5. 実証コンソーシアムを民法上の組合契約により組成する場合は、以下の条件を全て満たすこと
 - （ア）実証コンソーシアムの組成に関し、株式会社三菱総合研究所との契約締結まで、民法上の組合契約を交わすことが確実であること
 - （イ）実証コンソーシアムの構成機関全てが、適格請求書発行事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の2第1項による登録を受けた事業者）であること。また、代表機関が実証機関の業務執行者として、実証機関の事業としての適格請求書を交付すること

応募から業務委託契約までの流れ



※ 状況により、契約手続に要する期間は変動します。

評価

- 提案された内容は「必要性」、「妥当性」、「履行確実性」の3つの観点から評価します。

観点	概要
必要性	・ 実証を行う動機となった背景、取り組むべき社会課題が明確か ・ 実証を通じて社会課題にどのように貢献するかが明確か
妥当性	・ 既存の取組みと比較して先進性・新規性を有するか ・ 社会実装に向けた計画、事業モデルが具体的か ・ 検証項目は技術・運用・事業の不確実性解消に向けて妥当か
履行確実性	・ 安全性、運営体制、実証方法の適切性があるか ・ 構築・調達に時間を要するリスクに対する対策が適切にとられているか

- 評価項目には「**必須項目**」と「**加点項目**」があります。
 - ・ 形式的な不備のほか、**必須項目**を満たしていない事業は、他項目の評価にかかわらず委託予定先としません。
 - ・ 提案内容が**加点項目**に該当する場合は、加点します。
- 実証(1)では、「ユースケース部分提案」と「フルスペック提案」で**評価項目が異なります**(詳細は公募要領5.2参照)。

応募書類

- 応募の締め切りは**6月12日(金)16時30分**です。【厳守】
- 実証(1)、実証(2)両実証の公募に対して提案を行う場合、**提案資料をそれぞれ作成**してください。加えて、**実証(1)(2)両方が採択されたケースを想定し、別紙1～5を提出**してください。

応募書類の種類	実証(1)、実証(2)の両方に 応募する場合の提出資料	実証(1)、実証(2)の片方に 応募する場合の提出資料
提案書本体	・ 実証(1)の資料 ・ 実証(2)の資料	実証(1)、実証(2)いずれかの資料
提案書概要版		
別紙1： 業務統括責任者・業務実施責任者経歴書	・ 実証(1)の資料 ・ 実証(2)の資料 ・ 実証(1)(2)に係る提案を統合した場合の資料	実証(1)、実証(2)いずれかの資料
別紙2： 情報管理統括責任者・情報管理責任者経歴書		
別紙3： 経理統括責任者経歴書		
別紙4： 業務従事者名簿		
別紙5： 支出計画書		

応募書類の提出方法

- 株式会社三菱総合研究所が提案毎に個別に発行するクラウド型ファイル送受信サービス(SECURE DELIVER)により提出してください。
- ※ SECURE DELIVERを利用できない場合は、その旨を株式会社三菱総合研究所に連絡のうえ、応募機関のファイル送受信サービスを利用して提出してください。

- アップロード先URLの発行を6月10日(水)16時00分までに下記メールアドレス宛に依頼してください。

【宛先】watt-bit-info@ml.mri.co.jp

【件名】ワット・ビット連携関連実証に係るSECURE DELIVER発行依頼(●●株式会社)

- ※ 括弧内は応募機関(実証事業に応募する法人等)の企業・団体名を記載してください。
- ※ 実証(1)、実証(2)それぞれの提案毎に別メールとしてください。

別紙1～5については、実証(1)と(2)の提案を統合した場合の資料を提出いただきます。こちらは実証(2)のURLでアップロードいただければと存じます。

実証機関の選定方法

書面審査/評価会による審査

- 委託予定先の選定は、外部専門家等で組織する評価会及び事前の書面審査において、公募要領に記載の評価基準に基づいて行います。
- 評価会では、提案者が評価会委員に対して **提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答を行う機会を設ける可能性があります**。
- なお評価会への参加連絡有無がそこまでの審査における評価の高低を意味するものではありません。
- 審査にあたり、別途ヒアリングを実施する場合や、追加資料等の提出を求める場合があります。
- 提案書に記載された個人情報、知財に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

委託予定先の選定方法

- 評価点(加算点)を「総合評価点」(加算方式)とし、その上位となる実証機関から予算の範囲において委託予定先として選定します。
- 選定にあたって、委託予定先に提案内容の修正を求める場合、評価会及び事前の書面審査の意見等を踏まえ、**留保条件を付す場合があります**。留保条件の全部又は一部が実行できないと総務省又は株式会社三菱総合研究所が判断したときは、委託予定先としないことがあります。

実証機関の選定に係る特記事項[1/3]

事業の統合①

- 事業を統合・整理することが本実証の効率的な実施のために適切である場合、総務省及び株式会社三菱総合研究所との協議の上、必要な調整を行う場合があります。
※調整の結果、調整後の各事業の金額が、支出計画書に記載された各事業の当初の金額(複数の事業を統合する場合は、統合される事業の合計金額)を上回ることはありません。
- 事業の統合は、以下の全ての条件を満たす場合に行われます。
- 提案の審査において事業を統合することが適当と判断された場合
(例: 統合が採択の留保条件となった場合)
- 統合の対象となる事業のすべての提案元から統合について合意が得られた場合

実証機関の選定に係る特記事項[2/3]

事業の統合②

- 事業の統合にあたっては、全ての提案元が参加する単一の実証コンソーシアム(以下「統合コンソーシアム」)を新たに組成して頂きます。
- 統合に当たって「親」となる提案元(実証機関または実証コンソーシアム)を選定して頂きます。ユースケース部分提案とフルスペック提案を統合する場合は、フルスペック提案の提案元が「親」となります。それ以外の場合は、協議により「親」を選定して頂きます。
- 統合コンソーシアムの代表機関は、「親」がコンソーシアムの場合はその代表機関、「親」が単独の実証機関の場合は当該機関となります。「親」となる提案元の業務統括責任者、情報管理統括責任者、経理統括責任者は、統合コンソーシアムにおいて、これらの役割を担って頂きます。(代表機関選定パターン例は次頁を参照)
- 事業の統合後、統合後の事業に関する支出計画書などの応募書類を、統合コンソーシアムから提出して頂きます。実施計画書の提出などは、統合コンソーシアムにより実施頂きます。

【参考】事業の統合における代表機関の選定パターン例

単独の実証機関×単独の実証機関の統合
→いずれかの実証機関が統合コンソーシアムの代表機関となる

実証機関(≒代表機関)A



実証機関(≒代表機関)ア



実証機関Aが「親」の場合



統合コンソーシアム
代表機関A 構成機関ア



単独の実証機関×実証コンソーシアムの統合
→単独の実証機関、または実証コンソーシアムの代表機関が統合コンソーシアムの代表機関となる

実証機関(≒代表機関)A



実証コンソーシアム

代表機関ア 構成機関イ 構成機関ウ



実証機関Aが「親」の場合



統合コンソーシアム
代表機関A 構成機関ア 構成機関イ 構成機関ウ



統合コンソーシアム
代表機関ア 構成機関イ 構成機関ウ 構成機関A



実証コンソーシアムが「親」の場合

実証コンソーシアム×実証コンソーシアムの統合
→いずれかの実証コンソーシアムの代表機関が統合コンソーシアムの代表機関となる

実証コンソーシアム①

代表機関A 構成機関B 構成機関C



実証コンソーシアム②

代表機関ア 構成機関イ 構成機関ウ



実証コンソーシアム①が
「親」の場合



統合コンソーシアム
代表機関A 構成機関B 構成機関C



構成機関ア 構成機関イ 構成機関ウ



実証機関の選定に係る特記事項[3/3]

委託予定先との契約締結が不可時の対応

- 委託予定先の選定後、留保条件の全部又は一部が実行できない場合等、委託予定先との契約締結が不可になった場合は、「公募要領 5.3 委託予定先の選定方法」の選定方法に基づいて、当初の委託予定先の提案書以外の提案書から委託予定先を改めて選定します。

選定結果等の通知

- 選定結果は、評価会終了後に代表機関(単独で応募する場合の実証機関を含む。)に通知します。
- 委託予定先名を総務省及び株式会社三菱総合研究所のホームページで公表します。
- 応募機関の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

実施計画書の作成

- 代表機関(単独で応募する場合の実証機関を含む)は、採択決定の通知後2週間以内に株式会社三菱総合研究所に実施計画書を提出してください。実施計画書は、総務省及び株式会社三菱総合研究所によるレビュー、協議を経て確定します。
- 採択時の提案内容と実施計画書の内容に大幅な差異が発生する場合については、差異の分かる資料を提出していただく場合があります。実施計画書は業務委託契約書(請負)の一部とします。なお、申請者都合による内容の変更は一切認めないものとします。申請者都合により実施計画書の全部又は一部の遂行が困難と判断される場合は、採択を取り消します。

業務委託契約の締結

- 実施計画書の確定後、株式会社三菱総合研究所が総務省に対して、株式会社三菱総合研究所から実証機関への再委託の承認申請手続を行います。その際、実証機関に対し、必要に応じ追加資料の提出を求めることがあり、追加資料の提出を求められた実証機関は、これに応じるものとします。総務省から再委託が承認されたのち、株式会社三菱総合研究所と実証機関との契約手続を行います。
- 実施計画書確定後であっても、実証機関が公募要件等を満たさないことが判明し又は満たさないと疑われる場合には、株式会社三菱総合研究所は、実証機関に対して是正を求めることができるものとします。この場合において、総務省から再委託についての承認が得られない場合又は株式会社三菱総合研究所が相当と判断する場合は、株式会社三菱総合研究所は、何らの負担・責任を負うことなく採択を取り消すことができるものとします。
- 委託予定先との契約締結が不可になった場合は「公募要領 5.実証機関の選定」の選定方法に基づいて、当初の委託予定先の提案書以外の提案書から委託予定先を改めて選定する場合があります。
- 他の実証機関の進捗状況等を踏まえ、総務省及び株式会社三菱総合研究所から委託範囲の拡大について相談があった場合には、これに応じてください。

再委託承認の手続き

- 再委託を行う場合(株式会社三菱総合研究所から実証機関への再委託に限らず、実証機関が更に第三者へ再委託(「再々委託」等複数の段階での再委託を行う場合を含む。)を行う場合を含む。)は、いずれも総務省に対する事前の承認申請手続きを要するものとし、承認取得前に当該再委託に係る契約の締結その他これに準ずる行為を行うことはできません。
- 実施計画書が確定した後は、工程遅延の未然防止の観点から、速やかに全ての再委託案件について、必要書類一式を提出してください。
- 再委託承認に必要な書類に不備がある場合は、当該不備が解消されるまで承認申請手続きを進めない(受理・審査に付さない)ものとします。
- 承認申請手続きの開始から承認取得までには概ね1か月程度を要する場合があるため、当該リードタイムを織り込んで計画・調整を行うこととし、承認取得の時期の前後に起因するスケジュールへの影響(遅延・手戻り等)については、実証機関の責任といたします。
- 承認済みの再委託内容に変更が生じる場合も同様に、総務省の事前承認を要します。

経費処理関連

支払対象となる経費

- 本業務に直接必要な経費に限り、実施計画書(計画変更承認申請書とこれに対する承諾書、計画変更に係る通知書を含む)及び支出計画書に基づいて行われていることを要します。
- 経費計上には証憑書類が必要になります。支払いを証明できる証憑書類等が整備されていない場合は、原則、必要な費用として認められませんので注意してください。

留意事項

- 社会実証の実施に必要と認められない経費、合理的と認められる範囲を超える経費等については、必要経費として認めません。また、最終的な支出に残額が生じた場合は、実証機関への支弁費用を減額しますので、あらかじめご了承ください。
- 再委託(再々委託を含む。)に係る経費は、総務省の再委託承認を得た上で当該再委託契約を締結し、当該契約の効力発生日以降に発注等が行われ、かつ履行期間終了日までに支払が完了したものに限り計上できるものとします。当該条件を満たしていない場合、必要な費用として認められません。
- 本事業以外の委託事業又は補助金事業等において、用途が同一の経費が含まれないことなど、重複計上の可能性を排除することを要します。重複計上の排除に必要な場合、実証機関は、当該経費が他事業に計上されていないことを説明できる資料を整備してください。

成果に係る知的財産権の帰属等

- 実証成果に係る知的財産権が得られた場合、実証機関が以下の事項の遵守を約すること（確認書の提出）を条件に、総務省及び株式会社三菱総合研究所は発明者等から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。
- 知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける地位、著作権、外国におけるこれらの権利に相当する権利及び指定されたノウハウを使用する権利をいいます。

遵守事項(確認書提出)

- ① 発明者等は、本件業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なくその旨を、株式会社三菱総合研究所を通じて総務省に報告する。
- ② 発明者等は、総務省が本件業務に係る知的財産権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、総務省又は総務省が指定する者が無償で当該知的財産権を実施する権利を総務省に許諾する。
- ③ 発明者等は、総務省が本件業務に係る知的財産権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利（総務省又は総務省が指定する者によるアプリケーションの提供等を含む。）を総務省に許諾する。
- ④ 発明者等は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、総務省が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- ⑤ 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって、政令で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ総務省の承認を受けることを発明者等が約すること。

サプライチェーンリスク対応・情報提供[1/3]

サプライチェーンリスク対応等

- 経済安全保障の観点から基幹インフラの安全(電力、通信など重要インフラが妨害されない体制整備)や重要技術の流出といったリスクに対応することが極めて重要であるため、実証環境において利用する機器にハイリスク国の機器又はハイリスクな製品が含まれないようにサプライチェーン(特に製造国)の管理について留意する必要があります。
- サプライチェーンリスク対応として、公募要領の以下の項目について入念に確認ください。なお、十分な対策が講じられていると認められない場合には、原則、審査対象外となります。
- 8.4.1 (2) 要求するサプライチェーンリスク対応
- 8.4.1 (3) その他本業務において利用する物品の要求機能・性能

サプライチェーンリスク対応・情報提供[2/3]

情報システム・機器等に関する情報の提出

- 下記を提案書に記載してください。
- 業務に利用する **情報システム・機器の提供事業者及びその製品について、機器名、機器の種類、型番、開発供給計画認定実績の有無**（特定高度情報通信技術活用システムに該当する場合に限る。）、**製造企業**（名称及び本店又は主たる事務所の所在地（国））、**対象機器の製造国**、**販売企業**（名称及び本店又は主たる事務所の所在地（国））、**技術提供企業**（ソフトウェア・ライセンス提供を含む。名称及び本店又は主たる事務所の所在地（国））、**役務提供企業**（名称及び本店又は主たる事務所の所在地（国））。
- 対象とする情報システム・機器は、業務の実施のために構築する実証環境（データ計測、解析用設備を含む。）を構成する情報システム・機器のうち、通信回線装置、サーバ装置、端末、特定用途機器、ソフトウェア、周辺機器及び外部電磁的記録媒体。
 - 本実証事業のために構築する実証環境を構成する機器のうち、データ処理設備、基地局、コア設備、伝送路設備（光ファイバを用いたもの）、端末（ドローン含む）、検証データ計測・解析用設備を含みます。

サプライチェーンリスク対応・情報提供[3/3]

資本関係・役員の情報等に関する情報提供

- 実証機関は、資本関係・役員の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を提示するものとします。
- 実証に係る業務従事者を限定するものとします。また、全ての業務従事者の所属、専門性(資格等)、実績及び国籍について掲示するものとします。委託事業の実施期間中に業務従事者を変更する場合は、事前に事務局の確認を得るものとします。
- 再委託を行う場合、実証機関は、再委託先の資本関係・役員等の情報、業務の実施場所、作業要員の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績・国籍等に関する情報の提供を行うとともに、再委託した事業に対して意図せざる変更が加えられないための十分な管理体制がとられることを事務局に報告し、確認を得るものとします。

情報セキュリティ

- 本事業で整備する設備・機器やシステム等(以下「設備等」という。)については、「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)の最新版等に留意し、サプライチェーンリスクへの対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講じるものとします。
- 「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度」¹で認定された設備等は、その認定要件範囲内において、サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策が講じられているものとして扱います。導入する設備等に懸念が認められる場合には、原則、審査対象外となることから、実証機関は応募申請前に総務省に相談することとします。相談の際、導入する設備等に懸念が認められる場合には、使用機器の変更を求めることがあります。
- 特に、クラウドサービスの利用等²、外部のネットワークへの接続やデータ伝送を伴う場合、個人情報の管理等を含め、情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形で、必要なセキュリティ対策等を実施するものとします。
- 外部委託を行う場合を含めて必要な情報セキュリティ対策が講じられているか等に留意するものとします。

1. セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(JC-STAR: Labeling Scheme based on Japan Cyber-Security Technical Assessment Requirements)<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/index.html>

2. 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP: Information system Security Management and Assessment Program)
https://www.ismap.go.jp/csm?id=csm_ismap_index

法令等の遵守への対応

法令等への遵守

- 公募要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、実証を実施した場合には、実証停止や契約解除、採択の取消等を行う場合があります。
- 例えば、実施計画に、許認可を必要とする実証、相手方の同意・協力を必要とする実証、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする実証などが含まれている場合には、法令等に基づく手続を適正に実施していただく必要があります。

海外への技術漏えいの対処

- 「外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)」に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。
- 物の輸出だけでなく情報提供(設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供すること、作業知識の提供やセミナーでの技術支援等)も規制対象となります。

実証の具体的内容

実証の具体的内容 [1/2]

- 実証(1)では分散DC運用、実証(2)ではWLSに関する**技術面、運用面、事業面**の検証を行ってください。関与するプレイヤーそれぞれの視点で想定される課題・不確実性を幅広く対象とし、それらの解決・解消に資する取組みとなるよう努めてください。
- 詳細は、公募要領の別添1および別添2の3.2をご参照ください。なお、別添1および別添2には検証項目と検証内容の例を示しておりますが、あくまで例として示したものであり、検証内容を限定するものではない点にご注意ください。

実証の具体的内容 [2/2]

普及啓発活動の実施

総務省で実施する広報事業やウェブサイト等への資料掲載、民間事業者等主催イベントへの登壇や出版物への出稿、その他ワット・ビット連携に関する理解や議論の促進に資するものとして総務省が行う取組みについて協力してください。

総務省及び株式会社三菱総合研究所が行う調査研究への協力

総務省及び株式会社三菱総合研究所が実施するAPNや分散DC運用、ワークロードシフト等に関する国内外の調査研究(データやその取りまとめ結果の提供等)に協力してください。

実証の進捗報告及び情報連携会議への参加

- 進捗報告書及び課題管理表を作成し、株式会社三菱総合研究所に、**週1回程度報告**してください。なお、事業の進捗状況や課題・支援状況等を的確に把握するために、必要に応じて進捗を報告する会議を開催します。
- 実証機関間の情報共有を目的として、**月1回程度開催する情報連携会議に参加**してください。実証機関に対して情報連携会議での発表を依頼する場合や、情報連携会議では実証(1)または実証(2)の実証機関と情報共有を行う場合があります。
 - 実証(1)、実証(2)いずれかの実証に取り組む場合には、もう一方の実証との情報共有を行う場合があります。

成果報告会(ワット・ビット・コネクトフォーラム)での発表

- 実証事業のとりまとめ及び発表資料の作成を行ってください。ワット・ビット・コネクトフォーラムでは、実証事業の概要、KPI達成状況、実装に向けた見通し、今後の課題等について説明してください。
- フォーラムの準備、参加その他必要経費は、実証機関の負担としますので、あらかじめ了承ください。

報告書の作成

事業の概要、KPI達成状況、実装に向けた見通し、今後の課題等を取りまとめ、株式会社三菱総合研究所が指定する期日までに、業務報告書、調査研究報告書(非公開版)、調査研究報告書(公開版)を提出してください。

提案書作成上の注意

応募にあたっての特記事項[1/2]

応募に関する注意事項

- 応募に要する一切の費用は、応募機関において負担していただきます。
- 以下の場合には応募は無効となりますので、ご注意ください。
- 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
- 提案書に不備があった場合に提案書の修正を依頼したにもかかわらず、期限までに修正できない場合
- 提案書に虚偽が認められた場合
- 本業務の応募の締切に遅れた場合には、受け付けません。
- 本要領以外の方法による応募書類の提出は受け付けません。
- 応募受付期間終了後の提案書その他応募内容に関する修正には応じられません。

応募書類の取り扱い

- 提案内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う評価会委員にも守秘義務を課しています。応募書類(提案書)は、原則として審査以外には使用しませんが、採択された提案書の概要を別途ホームページにて公表する場合があります。また、総務省が実施する追跡調査等でも使用する場合があります。
- 不採択となった応募書類(提案書)は、株式会社三菱総合研究所において廃棄します。

応募にあたっての特記事項[2/2]

応募情報に係る秘密の保持

- 本業務に係る応募書類その他提出された資料に含まれる個人情報、提案の採否の連絡、採択課題に係る契約手続き、評価の実施への情報提供等、総務省及び株式会社三菱総合研究所が業務のために利用・提供する場合を除き、応募機関に無断で使用することはありません。
(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます)

情報等の提供(公開)

- 採択された個々の実証課題に関する情報(実証課題名、実証概要、実証機関の名称、実証実施期間等)及び報告書は、一般に公開しますので、あらかじめご了承ください。

Q&A

- 本日の説明会以外で公募内容に関して質問される場合は、株式会社三菱総合研究所の公募ページに掲載されている質問票に記入して、以下のアドレスにお送りください。

watt-bit-info@ml.mri.co.jp

締切: 2026年6月2日(火)17:00

- いただいた質問に対する回答は、公募ページに掲載いたします。

未来を問い続け、変革を先駆ける

MRI 三菱総合研究所